

計画作成年度	令和7年度
計 画 主 体	北 斗 市

北斗市鳥獣被害防止計画(案)

〈連 絡 先〉

担当部署名	北斗市経済部農林課
所 在 地	北斗市本町1丁目1-1
電 話 番 号	(0138)77-8811
FAX 番 号	(0138)77-9825

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ・エゾシカ・トド・タヌキ・キツネ・アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	北斗市内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和7年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ヒグマ	人参、デントコーン、水稻、果樹等	1,044千円
エゾシカ	人参、大豆、水稻、果樹等	1,984千円
トド	—	—
タヌキ	—	—
キツネ	—	—
アライグマ	—	—

(2)被害の傾向

ヒグマ	春期から秋期にかけ山間部付近の農地で食害が発生している。食糧不足により市街地や観光地付近の出没も増加し、人身被害も懸念される。 令和7年度は出没数、捕獲数ともに過去最多となり農作物被害も増加した。
エゾシカ	春期から秋期にかけ山間部及び市街地付近の農地で食害が発生しており、農地のみならず、市街地での目撃や車両との衝突事故も発生している。 令和7年度は出没数、捕獲数ともに過去最多となり農作物被害も増加した。
トド	漁網が破かれる等の被害が発生しているが、被害額は確認できていない。
タヌキ	農作物の食害や倉庫に住み着く等の被害が発生しているが、被害額は確認できていない。
キツネ	野菜類の踏み倒しや、民家のごみを採食するなどの被害が発生しているが、被害額は確認できていない。
アライグマ	被害情報はないが目撃情報はあるため被害発生時には迅速な対応が必要である。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値(令和7年度)	目標値(令和10年度)
被害金額	3,028千円	現状値の30%軽減

(4)従来講じてきた被害防止対策

	被 害 防 止 対 策	課 題
ヒグマ 捕獲等に関する取組	北斗市鳥獣被害対策実施隊により、生活環境、農林業に被害を及ぼす危険のある個体について、銃器及び箱わなを用いて駆除を実施している。	実施隊員の高齢化と若手隊員の経験不足が課題となっており、技術の継承と人員確保が必要である。 緊急銃猟の制度化により市街地周辺での駆除が可能になったため迅速で安全な実施ができる体制づくりが必要である。
エゾシカ 捕獲等に関する取組	北斗市鳥獣被害対策実施隊により、農林業に被害を及ぼす危険のある個体について、銃器による駆除を実施している。	実施隊の駆除活動は主に銃器によるものでわな猟は実施していない。捕獲効率を向上させるためわな猟の普及が必要な状況である。
エゾシカ・ヒグマ 防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策を活用し電気柵の貸付を行っている。	電気柵を設置した農地の食害は軽減されているが、未対策の地域に食害が集中している。 電気柵の管理不足で効果が薄くなっている農地も見受けられる。
トド 捕獲等に関する取組	強化網の導入や漁業協同組合による追い払いを実施している。	被害を未然に防止する技術や体制が確立していない。
キツネ・タヌキ 捕獲等に関する取組	北斗市鳥獣被害対策実施隊により、生活環境、農林業に被害を及ぼす個体について、銃器及びわなを用いて駆除を実施している。	農業者のわな猟免許取得の促進が必要である。
アライグマ 捕獲等に関する取組	実施していない。	被害が発生した場合に迅速な対応ができる体制づくりが必要である。

(5)今後の取組方針

【ヒグマ・エゾシカ共通】

- ・計画的な電気柵の導入、管理の徹底により地域としての被害軽減を推進する。
- ・センサーカメラやくくりわなの導入により生息環境の把握および捕獲効率の向上を図る。

【ヒグマ】

- ・緊急銃猟マニュアルを作成し、緊急銃猟の実施体制を整備する。
- ・ヒグマゾーニング計画を作成し、設定する区域に沿った被害防止対策を実施する。

【トド】

- ・準絶滅危惧種に指定されているため、必要最低限の駆除を実施する。
- ・追い払いの強化、漁網の改良を実施し、被害防止に努める。

【タヌキ・キツネ・アライグマ】

- ・被害対策の方法を普及しつつ、農業者のわな猟免許取得を推進する。
- ・アライグマは特定外来生物のため、生息を確認した際には迅速に捕獲し、生息域の拡大および被害防止に努める。

【人材確保・育成】

- ・高齢化等によるハンターの減少により将来的には人材不足が懸念されるため活動の普及や費用の支援により人材確保に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

- ・北斗市鳥獣被害対策実施隊を任命し、被害防止対策を実施している。
- ・緊急銃猟を実施する可能性がある場合には、警察、ハンターと情報共有し迅速かつ安全に実施できる体制を確立する。

(2)その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度 ～ 令和10年度	ヒグマ・エゾシカ 共通	・ICT機器や新技術の導入による捕獲の効率化 ・ハンターの射撃訓練を定期的実施
	ヒグマ	・緊急銃猟を想定した訓練を定期的実施
	キツネ タヌキ アライグマ	・農業者等のわな猟免許の取得促進

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方	
ヒグマ	「北海道ヒグマ管理計画」に基づき、繰り返しの出没や人身事故の恐れの高い問題個体の捕獲を実施する。 市街地周辺に出没し人身被害が懸念される場合は警察、ハンターと情報共有し、対応を検討する。緊急銃猟の実施も想定されることから実施体制を整備する。
エゾシカ	北海道南部で個体数の増加、生息域の拡大傾向にあることから、被害防止および個体数の増加抑制を目的とした積極的な捕獲を実施する。 なお、令和 8 年度以降の捕獲計画数は近年の捕獲実績に基づき設定する。
トド	漁業被害の状況に応じて、北海道連合海区漁業調整委員会及び北海道と協議をしながら実施する。
キツネ タヌキ	被害を及ぼす問題個体の捕獲を実施する。
アライグマ	特定外来生物であるため、被害及び生息が確認された場合に捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
エゾシカ	80 頭	80 頭	80 頭
捕 獲 等 の 取 組 内 容			
【ヒグマ】 ゾーニング計画で駆除すると定めた区域については、銃器及び箱わなを用いて捕獲を実施するが、市街地周辺に出没し人身被害が懸念される場合は警察、ハンターと情報共有し、緊急銃猟の実施を検討する。 【エゾシカ・キツネ・タヌキ・アライグマ】 市内全域で被害を及ぼすあるいは及ぼす可能性の高い問題個体について、銃器、わなを用いて捕獲を実施する。 【トド】 被害を及ぼす個体について、銃器を用いて捕獲を実施する。			

(4)許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	エゾシカ、タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備 考
ヒグマ エゾシカ	防止柵の整備	防止柵の整備	防止柵の整備	
トド	強化網の整備	強化網の整備	強化網の整備	

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度 ～ 令和10年度	ヒグマ	市街地や観光地周辺で目撃、痕跡等が確認された場合は迅速にHPでの周知を実施する。特に緊急性が高い場合には防災無線による周知を実施する。 山間地に隣接した市街地及び観光地にセンサーカメラを設置し、迅速に出没状況を把握することで被害の未然防止に努める。
	共通	生ごみや農産物の残渣等の誘引物除去の実施について周知徹底を図る。 有用性の高い被害防止策の調査及び情報の周知を図る。
	トド	漁業者による海域の監視活動を実施することにより、早期発見に努める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関 係 機 関 の 名 称	役 割
渡島総合振興局環境生活課	指導・助言、捕獲の許可
北 斗 市 役 所	ハンターへの出動要請、学校・公共施設・町内会等への広報、連絡調整
北海道警察(中央警察署)	通報受付、現場の安全確保、付近住民への広報
北斗市鳥獣被害対策実施隊	現場の巡回、捕獲活動

(2) 緊急時の連絡体制

別紙 緊急時の連絡フロー図のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	北斗市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
北 斗 市 役 所	協議会の連絡調整及び農林漁業者や地域住民に対する啓発活動
新函館農業協同組合大野基幹支店	農業被害状況調査 被害予防策推進 わな猟免許取得促進
上 磯 郡 漁 業 協 同 組 合	漁業被害状況調査 被害予防策推進
はこだて広域森林組合	林業被害状況調査 被害予防策推進
北 斗 市 町 会 連 合 会	地域ぐるみによる被害防止対策推進
北斗市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
鳥 獣 保 護 監 視 員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供
株 式 会 社 M O M I J I	捕獲した鳥獣の食肉利用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
渡島総合振興局農務課	実施に関する情報提供及び技術的助言援助 農業被害把握
渡島総合振興局環境生活課	実施に関する情報提供及び技術的助言援助 被害状況把握
渡島総合振興局水産課	実施に関する情報提供及び技術的助言援助 水産被害把握
渡島農業改良普及センター	農業被害実態把握 情報提供 農家に対する指導助言
渡 島 東 部 森 林 室	林業被害実態把握 情報提供 林家に対する指導助言
渡島中部地区水産技術指導普及所	水産被害実態把握 情報提供 漁家に対する指導助言
北 海 道 農 業 共 済 組 合	鳥獣被害情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月に編成。北斗市鳥獣被害対策実施隊設置要綱策定。同要綱等により鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施する。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

上磯郡漁業協同組合は木古内町、知内町も所轄区域のため、トド駆除・追払いにあたっては、両町と緊密に連携することとする。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマ	試料提供後、皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処理する。
エゾシカ	有効活用し、それ以外は焼却処理する。
トド	皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処理する。
キツネ タヌキ アライグマ	焼却処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉加工処理施設によりエゾシカ、ヒグマの有効活用が行われている。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

別紙 緊急時の連絡体制フロー図

